

鶴島放課後児童クラブについて

1 目的

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全育成を図るものである。

2 開設日

平成29年4月1日（予定）

3 実施主体等

実施主体 宇和島市

運営主体 鶴島児童クラブ運営委員会

4 場所

鶴島小学校体育館2階（ロビー・事務室兼給湯室・和室・倉庫）

5 対象児童

鶴島小学校・近隣小学校の児童（小学1～6年生）

6 職員体制

放課後児童支援員2名以上を配置する。なお、うち補助員1名は可である。

7 開所時間等

放課後及び長期休暇中は原則開所する。

(1) 開所時間

平日 放課後 ～午後6時00分

土曜日等 午前8時～午後6時00分

(2) 閉所日

日曜日、祝日及び年末年始

8 利用者負担金

| 区分 | 金額 | 備考 |
|-----|---------|-----------------------|
| 通常月 | 5,000円 | 1,500円/日、4回以上は5,000円 |
| 8月 | 10,000円 | 2,000円/日、5回以上は10,000円 |